

# 令和6年第3回三股町農業委員会総会議事日程

令和6年3月28日（木）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第6号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第11号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第12号農地法第4条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第13号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第14号令和5年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第9 議案第15号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第10 議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について
- 日程第11 議案第17号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について
- 日程第12 議案第18号事務職員異動辞令の承認について

## 令和6年第3回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第5

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 7 ）

### 日程第6

議案第12号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

### 日程第7

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

### 日程第8

議案第14号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

### 日程第9

議案第15号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 23 ）

### 日程第10

議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 10 ）

### 日程第11

議案第17号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について

可決（ 1 ）

### 日程第12

議案第18号事務職員異動辞令の承認について

可決（ 1 ）

## 令和6年第3回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 3月28日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 3月28日（木曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 杉野 満

欠席者 なし

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局長  
事務局 局長補佐  
事務局 係 長  
農政企画係 課長補佐

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和6年第3回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の杉野満さんが会議に出席し、第4ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村介貞さんと4番委員の中石均さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計9件11筆14,526㎡、うち田が8筆9,672㎡、畑が3筆4,854㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁18番から5頁26番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第6号使用貸借契約の合

意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第6号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件1筆437㎡、うち田が1筆437㎡でございます。詳細につきましては、総会資料7頁6番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第5、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案11号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計7件7筆4,456㎡、うち田が4筆2,618㎡、畑が3筆1,838㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の9頁8番から10頁14番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号8番と9番は関連がありますので、続けてご説明いたします。受付番号8番、受付年月日：令和6年3月11日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、受付番号9番は受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南前〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：245㎡と申請地：蓼池字南前〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：244㎡の交換になります。航空写真を見ていただきますと、〇〇氏が所有する〇〇〇〇番〇に〇〇氏の所有する9号申請地が、〇〇氏の所有する〇〇〇〇番〇に〇〇氏が所有する8号申請地がそれぞれ畦のない状態で耕作されております。これまで作業効率を高めるために、一年ごとに互いの意思確認を取りながら交換して耕作をされておりました。本申請は〇〇氏の要望による農地の交換となっております。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（杉野 満）

受付番号8番、9番は3月26日に第4ブロック委員3名で現場確認及び本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は蓼池在住で和牛繁殖及び水稲を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており機械能力もあり、農作業に従事する家族は2名であります。状況から見ても効率的に利用できると思われ所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号10番、受付年月日：令和6年3月11日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番、地目：畑、面積：1,009 m<sup>2</sup>です。こちらは所有権移転贈与となっております。受人は水稲を中心に農業経営をされる推薦農業者であり、兄弟である渡人の農地を受人、渡人双方の要望による贈与になります。受人の所有する農機具はトラクター、噴霧器、管理機です。農作業に従事する家族は2名です。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。権利設定後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（杉野 満）

受付番号10番は3月26日に第4ブロック委員3名で現場確認調査及び本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は蓼池在住で水稲、露地野菜を中心に農業経営をしております。農地はすべて耕作されており、状況から見ても効率的に利用できると思われます。農地の拡大を図るため、所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 11 番、受付年月日：令和 6 年 3 月 11 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：161 m<sup>2</sup>です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。受付番号 11 番の航空写真を見ていただくと、申請地西側の農地が受人の〇〇氏が転用許可後に新築住宅を建設する予定地となっております。この予定地が農地への進入経路となります。〇〇氏の方から、営農計画書が提出されております。受人は自家消費用の水稲作付けに従事された経験があり、農業歴は 25 年となっております。労働力は家族 3 名になります。申請農地では自家消費用の露地野菜の栽培を計画しております。農機具については小型の耕運機を所有しております。こちら農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（杉野 満）

受付番号 11 番は 3 月 26 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は都城市都北町在住で、以前より農業をやっており、今回申請地に自産自消の露地野菜を植え残ったときには露地販売をしたいと考えております。機械能力もあり、農作業に従事する家族は 2 名であります。現状では進入路がないということですが、この後の 5 条申請 10 番の申請人が同一でありますので、進入路につきましては、5 条申請の承認が許可の条件となります。状況から見ても効率的に利用できるの見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権の移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

## 事務局

受付番号 12 番、受付年月日：令和 6 年 3 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字井手口〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：1,835 m<sup>2</sup>です。こちらは受人要望による所有権移転贈与となっております。営農計画書が提出されております。受人は親の営農で水稻作付けに従事しており、農作業歴は 20 年です。労働力は受人と妻の 2 名になります。申請地では自家消費用の水稻栽培を計画されております。農機具につきましては、樺山地区にある実家のトラクター、コンバインを使用し、田植機はリースにて対応します。こちら農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

## 議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

## 4 番委員（中石 均）

受付番号 12 番は 3 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は都城市南鷹尾町在住で、会社勤めをしながら 20 年来三股町内の実家の農業の手伝いをしております。また機械能力については、実家の所有するトラクター、コンバインを使用し、農作業に従事する家族は 2 名です。申請地には自家消費用の水稻を栽培することです。自宅から申請地までの距離は 12km（20 分）です。渡人と受人は兄弟であり、贈与による所有権移転となっております。状況から見ても効率的に利用できると思込まれます。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

## 議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

## 議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

## 事務局

受付番号 13 番、受付年月日：令和 6 年 3 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字上山田〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：294 m<sup>2</sup>です。こちらは渡人の労力不足及び受人の増反による所有権移転贈与となっております。受人は町内の農地 90 a にて水稻及び露地野菜を中心に農業経営を行う推薦農業者です。こ



ちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

会長（溝口良信）

受付番号13番については私の方から説明をさせていただきます。申請地については3月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は樺山在住で水稻及び露地野菜を中心に農業経営を行っております。また担い手農家でもあります。農地はすべて耕作しており、機械能力もあります。農作業に従事する家族は2名です。昨日の現地確認の際も夫婦でらっきょうの収穫にきておりました。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号14番、受付年月日：令和6年3月11日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字宮前〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：668㎡です。こちらは渡人の労力不足及び受人の増反による所有権移転贈与となっております。受人は町内の20.5haで和牛繁殖を営む認定農業者であります。ちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

受付番号14番についても私の方から説明をさせていただきます。これにつきましても3月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は樺山在住で水稻及び和牛繁殖を中心に農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており、農作業に従事する家族は2名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。また、渡人が体調が悪く何とかしてくれということで、この所有権移転に

至ったところでは。以上で報告を終わります。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、受付番号 8 番から 14 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いしますが、受付番号 11 番については先程 5 条申請 10 番の承認を条件としての許可という担当委員の意見も出ましたので、受付番号 11 番については条件付きの許可ということによろしいですか。

（「はい。」の声）

議長（溝口良信）

それではそのようにさせていただきます。受付番号 8 番から 14 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 8 番から 14 番について許可することに決定いたしました。なお、受付番号 11 番については 5 条申請の 10 番の承認が条件となります。続きまして、日程第 6、議案第 12 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 12 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 2 筆 1,783 ㎡、うち田が 2 筆 1,783 ㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 12 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 12 頁 1 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 1 番、受付年月日：令和 6 年 3 月 11 日、申請人：〇〇〇〇、申請地：長田字花谷〇〇〇〇番他〇筆、地目：田、合計面積：1,783 ㎡です。転用目的は追認による山林で始末書が提出されております。申請理由としては、申請地は申請人が

相続する以前より森林の状態、今回、登記地目が農地であることに気づき申請されたものです。なお、こちらの農地は農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）であり、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口良信）

これにつきましても、私の方から説明をさせていただきます。

受付番号1番は3月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地につきましては、周りは山林化しており手前にはクヌギが植えてあります。東側上の方については、最近伐採されており新植地でありました。周辺は山林で農地は無く被害が起こる心配もなく、雨水についても地下浸透で問題ないことから、私達3ブロック委員においては、特に問題なく許可相当と判断をいたしましたところですので。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第12号農地法第4条の規定による許可申請の許可について、受付番号1番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第12号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号1番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計4件5筆2,273㎡、うち田が1筆292㎡、畑が4筆1,981㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料14頁10番から15頁13番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 10 番、受付年月日：令和 6 年 3 月 11 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：500 m<sup>2</sup>です。こちらは売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金計画は自己資金及び借入となっております。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 10 番は 3 月 26 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

先程 3 条 11 番で申請のあった申請地の隣接地になります。受人は現在都城市在住ですが、家族が増えるため自宅を売却し、住宅環境に最適である申請地に一般個人住宅の建設を計画されたものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理後西側既設側溝へ排水します。雨水については柵を設置し同じく既設側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 11 番、受付年月日：令和 6 年 3 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：292 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金計画は借入になります。農地法第 4 条第 6 項第 2 号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により第 2 種農地に区分され代替地もないことから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 11 番は 3 月 26 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。

場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在宮崎在住で、宮崎及び都城での仕事が多いため、住環境の最適である申請地に一般個人住宅を建設されるものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理後南側道路側溝へ、雨水については雨水桝を設置し集水後南側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 12 番、受付年月日：令和 6 年 3 月 11 日、受人：〇〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：993 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、転用目的は宅地分譲 3 区画になります。資金計画は自己資金になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 12 番は 3 月 26 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は不動産業及び建築業を営んでおり、住宅環境に適した申請地に 3 棟の住宅を建築するものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽で処理後南側の既設側溝へ、雨水については雨水桝を設置し、既設側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 13 番、受付年月日：令和 6 年 3 月 11 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：488 m<sup>2</sup>です。こち

らは売買による所有権設定で、転用目的は資材置場となり、資金計画は自己資金になります。こちらの農地は第1種住居区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉休幸）

受付番号13番は3月25日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は植木の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東に位置し、受人は大字宮村〇〇〇〇番〇〇が外構工事の活動拠点となっておりますが、敷地が手狭になったため隣接する申請地を資材置場として利用するものです。雨水については、地下浸透と北側側溝に排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号10番から13番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号10番から13番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第14号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第14号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料16頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回2名の推薦が上っております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口良信）

今回の候補者2名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 14 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 14 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 15 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 2 件 3 筆 1,783 ㎡、うち田が 3 筆 1,783 ㎡でございます。利用権設定につきましては、合計 21 件 31 筆 38,734 ㎡、うち田が 22 筆 26,663 ㎡、畑が 9 筆 12,071 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 18 頁 23 番、24 番まで、利用権設定の各筆明細は総会資料 19 頁 73 番から 22 頁 93 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 18 頁 23 番、24 番まで、利用権設定に関する総会資料 19 頁 73 番から 22 頁 93 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10、議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 10 件 14 筆 13,175 m<sup>2</sup>、うち田が 7 筆 6,898 m<sup>2</sup>、畑が 7 筆 6,277 m<sup>2</sup>でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

## 議長（溝口良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 25 頁 17 番から 26 頁 26 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

## 議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 25 頁 17 番から 26 頁 26 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

## 議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 11、議案第 17 号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第 17 号農業振興地域整備計画変更（農振除外）についてでございます。内容につきましては、別紙農業振興地域整備計画変更（農振除外）について及び先日お配りいたしました資料の通りとなっております。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

## 農政企画係

はい。ご説明いたします。今回は 2 件あがっております。農地の所在地は長田字諏訪原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：1,071 m<sup>2</sup>と同じく長田字諏訪原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積 165 m<sup>2</sup>の 2 筆になります。詳細につきましては、先日の全体協議会の際にご説明したとおりとなっております。こちら事務局といたしましても、過去の経緯等を踏まえ慎重に審議を重ねた結果、その他法令、出された規則等に照らし合わせても特に問題はないと判断しているところであります。その後現地調査をしていただきまして、ご意見等もあろうかと思っております。そのへんは意見書を踏まえまして、相手方に誠実に履行するように伝えるかたちになると思っております。よろしくお



願います。

議長（溝口良信）

この農振除外申請の議案第 17 号につきまして、私の方から説明をさせていただきます。これにつきまして、3月27日に第3ブロック委員3名で現地確認及び調査を行いました。

先日詳細につきましては担当者の方から説明があったとおりでありますが、申請地は以前、家を建てられて、その後火災があって、そこに一部ソーラーが出来ているのですが、その南側の土地になります。申請地の東側には用水路があるのですが現在は用水路にふたがしてあり、車が自由に通れるようになっています。それで現場を確認しましたところ、田んぼを利用する人がいつでも通れるように、大型トラックや重機、資材等を置いてもらっては困るという意見が出ました。また、生コン資材が置いてあったので瓦礫や碎石等が農地や用水路に入らないように配慮してほしいとの意見もありました。それから現地は以前火災があったときの木材や植木等が残っているので、そこも綺麗にしてほしい。勿論、資材を置くので植木は切られるとは思いますが環境美観という観点からも整理整頓をしていただきたい。この3点が意見として出ました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

それではないようですので、議案第 17 号農業振興地域計画変更（農振除外）について案件番号 1 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので議案第 17 号農業振興地域計画変更（農振除外）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 12、議案第 18 号事務職員異動辞令の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。別冊があると思います。

事務局

別冊でお配りしました資料をご覧ください。議案第 18 号事務職員異動辞令の承認について、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により次のとおり提案するものです。辞令内容を読み上げます。事務職員〇〇〇〇、農業委員会事務局事務局長補佐の専任を解く。事務職員〇〇〇〇、農業委員会事務局事務局長補佐に専

任する。以上です。

議長（溝口良信） なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 18 号事務職員異動辞令の承認について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 18 号事務職員異動辞令については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。3 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 3 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分